

大熊町医療・福祉施設基本設計業務
質問回答書

No.	資料名称	項	該当箇所	質問内容	回答
1	実施要領	4	(8)	8) 「過去に認知症高齢者グループホームの新築工事の基本設計業務を受注した実績」とありますが、特別養護老人ホームを設計した際にそれらを含めた実績があります。実績としてよろしいでしょうか。	よろしいです。
2	実施要領	4	(11)	11) 一級建築士4名、建築設備士(機械設備)1名は社内で配置しますが、建築設備士(電気設備)は再委託といたしますが、よろしいでしょうか。	よろしいです。 ただし、「特記仕様書 6-3. 再委託者の資格要件」を満たす者に限ります。
3	実施要領	9	(2)	「新築工事」とありますが、福島県内でも豪雪地帯であったため、管理上、既存建物に接続してしまいましたが、よろしいでしょうか。	よろしいです。 ただし、建築基準法上、別棟の扱いとして構造計算をしたものに限ります。
4	実績等調書		(1-1)	福島県内に本店を有する設計事務所です。大熊町に入札参加資格申請を出していませんが、参加資格がありますでしょうか。	「実施要領 4 参加資格要件」を満たしていれば参加可能です。
5	実施要領	9	(2)	企業実績について、社会福祉施設は社会福祉法人が発注する新築工事の基本設計業務は2件以上実績がありますが、国または地方公共団体ではないので加点にはならないでしょうか。	加点にはなりません。 ただし、複合施設内に国及び地方公共団体が発注した施設(管理運営は問わない)が含まれている場合は加点対象となります。